

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集について	平成27年2月5日 生活安全企画課 組織犯罪対策企画課
----------------------------------	--	-----------------------------------

1 趣旨

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）は、主務省令で定めるところにより、民間事業者等が書面の保存等に代えて電磁的記録による保存等を行うことができる旨規定しているところ、下記の書面について電磁的記録による保存等を可能とするため、国家公安委員会の主務省令である「国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則」（平成17年国家公安委員会規則第7号）を改正することとし、広く一般から意見を募集するもの。

2 規則案の概要

(1) 適格都道府県センターの差止請求関係業務に関する帳簿書類関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の9の規定により、適格都道府県センターは、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととされているところ、この作成及び保存を電磁的記録により行うことを可能とするもの（別表第一、別表第三）。

(2) 登録講習機関の用いた教材等関係

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項、第2項及び第3項等の規定により、国家公安委員会の登録を受けた者（登録講習機関）が警備員等の講習会を実施する際、当該講習会に用いた教材並びに試験に用いた問題用紙及び答案用紙を保存しなければならないこととされているところ、この保存を電磁的記録により行うことを可能とするもの（別表第一）。

(3) 古物商の取引相手に係る資料関係

古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条第1項及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第3項第6号の規定により、古物商が古物を買受しようとするときの相手方の真偽の確認方法の一つとして、相手方から身分証明書等の資料の写しの送付を受け、これを帳簿等とともに保存するなどしなければならない旨の措置が定められているところ、当該写しの保存を電磁的記録により行うことを可能とするもの（別表第一）。

3 施行期日

平成27年4月1日（水）

4 意見提出期間

平成27年2月6日（金）から平成27年3月7日（土）までの30日間

1 登録講習機関制度の概要

都道府県公安委員会が行う警備員等の検定は、警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行われているところ、国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の課程を修了した者については、これら試験を免除することができる（警備業法第23条等）。

※ 平成17年11月21日、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）の施行により登録講習機関制度が開始され、同年12月に2団体が登録されている。

2 登録講習機関の登録及び告示

3の登録基準等に適合する次の法人を登録講習機関として登録し、その旨を国家公安委員会告示により公示するもの。

(1) 登録を受ける法人の概要

- 法人の名称：特定非営利活動法人警備人材育成センター
- 法人の住所：埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1118番地4
- 講習会で行う警備業務の種別：施設警備業務及び交通誘導警備業務

(2) 告示日

平成27年2月12日（木）官報掲載予定

3 登録基準等

- (1) 登録申請者又はその役員が一定の犯歴を有する者その他の法所定の欠格条項に該当する者でないこと。
- (2) 講習会が法所定の科目（法令、業務の実施方法、事故発生時の対処要領）について、講義室、視聴覚教材、訓練施設、護身用具、携帯用無線装置その他の法所定の施設及び設備を用いて、法所定の資格・経験を有する講師により行われるものであること。
- (3) 登録申請者が警備業者の子会社その他の警備業者に支配されているものとして法所定のものに該当しないこと。

1 交通政策基本計画について

交通政策基本法（平成25年法律第92号。以下「法」という。）に基づき、交通に関する施策（※）を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされているもの（法第15条）。

※ 交通の安全に関する施策については、交通安全対策基本法の枠組みにより実施

2 交通政策基本計画案（別添1）の概要（計画期間：2014～2020年度）

第1章 交通政策を巡る動きと基本認識

第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策

… 3つの基本的方針を設定し、基本的方針ごとに目標と講ずべき施策及び数値指標を記載

第3章 施策の推進に当たって特に留意すべき事項

3 警察関連の主な施策

○ 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現（基本的方針A）

- ・ バリアフリー対応型信号機等の整備の推進

指標：主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率【2013年度 約98% → 2016年度 100%】

- ・ 幹線道路等における信号制御の高度化の推進

指標：信号制御の高度化による通過時間の短縮（2011年度比）

【2013年度 約4,900万人時間/年短縮 → 2016年度 約9,000万人時間/年短縮】

○ 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり（基本的方針C）

- ・ 信号機電源付加装置の整備の推進及び環状交差点の活用

指標：信号機電源付加装置の整備台数

【2013年度 約5,400台 → 2016年度 約6,400台】

- ・ 自動車を排出源とするCO₂削減に向けた信号制御の高度化の推進

指標：信号制御の高度化によるCO₂の排出抑止（2011年度比）

【2013年度 約9万7千t-CO₂/年を抑止 → 2016年度 約18万t-CO₂/年を抑止】

4 意見公募手続の実施結果（別添2）

平成26年9月5日から同月25日までの間、意見公募手続を実施した結果、335件の御意見が寄せられた。

5 今後の予定

閣議決定 平成27年2月13日予定

1 全国作文コンクールの趣旨等

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」の推進施策として、犯罪被害者等が長期にわたり直面する心身の苦痛やその置かれた厳しい状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を全国で展開し、成果を得ているところであるが、その効果を更に向上させるため、受講した中学・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を一堂に集め表彰するもの。

2 開催日時

平成27年2月7日（土）14:00～16:00（2時間）

3 開催場所

東京都新宿区市谷本村町4-1

ホテルグランドヒル市ヶ谷 「白樺」の間

4 主催

警察庁

5 後援

文部科学省、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
公益財団法人犯罪被害救援基金

6 主な内容（別紙1参照）

○ 第一部（表彰式）

- ① 主催者挨拶・・・国家公安委員会委員長
- ② 各表彰授与・・・国家公安委員会委員長等
- ③ 来賓祝辞・・・文部科学省初等中等教育局長等
- ④ 作品朗読・・・国務大臣・国家公安委員会委員長賞受賞者

○ 第二部（講演）

講演者・・・中曽根 えり子 氏

公益社団法人 いがた被害者支援センター理事・支援局長

演題・・・「最愛の家族を突然失って」

7 受賞者

別紙2「受賞者名簿」のとおり

1 サイバーセキュリティ戦略本部

平成27年1月、サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置

本部長：内閣官房長官

副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣

本部長：国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び有識者7名

※ 本部の事務は、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施

2 開催日時・場所

平成27年2月10日（火）17時～18時 於 総理大臣官邸2階小ホール

3 議題

(1) 決定事項

- 本部の運営及び専門調査会等の設置について（別添1）

情報セキュリティ政策会議の決定事項や政策会議の下に設置されていた委員会等については、本部が引き継ぐこととするもの

- 重大インシデントの対応等について（別添2）

国の行政機関においてサイバーセキュリティに関する重大な事象が発生した場合に、本部が行う評価や調査等の処理要領を定めるもの

- サイバーセキュリティ政策の評価等について

サイバーセキュリティ2014のフォローアップ方針を作成するもの

(2) 討議事項

- 新・サイバーセキュリティ戦略について

サイバーセキュリティに関する基本的な計画を定めるもの。

本年4月頃にパブコメ、6月頃に閣議決定・国会報告を予定。

- サイバーセキュリティ対策を強化するための施策の評価（監査）の方針について

国の行政機関におけるサイバーセキュリティ対策を評価（監査）するための基本方針を作成するもの

(3) 報告事項

- 関係機関との協力関係について

サイバーセキュリティ対策を推進するため、NISCが（一社）JPCERT/CC等関係機関と協力関係を構築するもの

- 政府のサイバーセキュリティに関する予算について

政府のサイバーセキュリティ関連施策に関して、平成26年度補正予算及び平成27年度政府予算案の状況について報告するもの

- サイバーセキュリティ月間について

国民の情報セキュリティに関する意識を向上させるため、行事の開催や広報等の普及啓発活動を集中実施するもの（2/1～3/18）

公安委員会	福岡県豊前市における女子児童	平成27年2月5日
説明資料No. 6	死体遺棄事件の検挙について	捜査第一課

福岡県警察は、平成27年2月1日、女子児童に対する死体遺棄事件の被疑者を緊急逮捕した。

1 被疑者

住居 福岡県^{ふぜんし}豊前市

土木作業員 () 46歳

2 被害者

住居 福岡県^{ふぜんし}豊前市

小学5年生 A 女 当時10歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年1月31日、被害者の死体をバッグに入れ、福岡県^{ふぜんし}豊前市所在の自宅2階の押入内に隠し、もって、死体を遺棄したもの。

4 捜査の経緯

- (1) 被害者の両親から、娘の所在不明事案について届出を受け認知。
- (2) 関係者の聴取から、被疑者と被害者が接触していた疑いが浮上し、被疑者の取調べを実施。
- (3) 被疑者の自供を得て、同人の自宅を確認した結果、バッグに入れられた遺体の発見に至り、被疑者を死体遺棄罪で緊急逮捕。

公安委員会 説明資料No. 7	警察庁国際テロ対策 推進本部の設置について	平成27年2月5日 警備企画課
--------------------	--------------------------	--------------------

1 経緯

(1) シリアにおける邦人殺害事件を受けた我が国をめぐるテロの未然防止等について議論するため、

2月2日 国際テロ対策幹事会

2月3日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官、副本部長：国家公安委員会委員長）

が開催された。

(2) 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、官房長官より、我が国におけるテロの未然防止及び海外の邦人の安全確保に取り組んでいくこと、政府一体となって各種テロ対策をより一層徹底・強化することが指示された。

2 警察庁国際テロ対策推進本部の設置

従来以上にテロの脅威が現実のものとなっている状況に鑑み、また、平成28年の主要国首脳会議、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の我が国における開催を見据え、2月4日、警察庁に警察庁国際テロ対策推進本部（本部長：警備局長、設置要綱は別添参照）を設置し、改めて我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処能力の強化に取り組むための諸対策を検討し、その推進を図る。

3 当面の対策

国内外の邦人の安全確保に向けて

- 海外の治安情報機関と協力した国際テロ関連情報の収集・分析
- 関係機関と協力した水際対策
- 重要施設等の警戒警備の徹底
- 官民一体となった国際テロ対策等を実施していく。

<p>公安委員会 説明資料No. 8</p>	<p>シリアにおける邦人殺害事件 について</p>	<p>平成27年2月5日 国際テロリズム対策課 警備課</p>
<p>1 動画の配信</p> <p>(1) 動画の配信 2月1日午前5時頃、 氏が殺害されたとみられる動画がインターネット上で配信されたことを確認</p> <p>(2) 内容 黒装束の男が、 氏を殺害する旨及び日本国民を直接の対象として殺害し続ける旨のメッセージ</p> <p>2 捜査の開始等</p> <p>(1) 合同捜査本部の設置 2月1日、警察庁長官指示により、警視庁公安部長を本部長、千葉県警察警備部長を副本部長とする警視庁・千葉県警察合同捜査本部（60名体制）を設置 事件の解明に向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関連画像の分析、鑑定 ○ 被害者の足取りに関する捜査 ○ 関係者からの聴取 ○ 関係国の捜査機関に対する協力依頼等を実施。 <p>(2) 被害者支援 御家族の心情に配慮した被害者支援を継続</p> <p>3 警戒措置等</p> <p>(1) 警戒警備 全国警察において、皇居、政府関連施設（官邸、外務省）、国際海空港、外国公館（ヨルダン大使館等）、公共交通機関（主要駅等）、大規模集客施設、モスク等の警戒強化を実施</p> <p>(2) 官民協力 官民一体のテロ未然防止を目的とした枠組み（テロ対策東京パートナーシップ推進会議等）を活用するなどして、今次情勢を踏まえた違法行為等の未然防止に係る情報発信を推進</p>		